

名古屋市公報	令和 2年10月28日 第75号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人

目次	ページ
条 例 ○ 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課) (第65号) 7 ○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 (ス市・地域振興課) (第66号) 15	
規 則 ○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (住都・建築指導課) (第115号) 17 ○ 名古屋市国際展示場条例施行細則及び名古屋国際会議場条例施行細則の一部を改正する規則 (観光・MICE推進室) (第116号) 19 ○ 名古屋市中小企業振興会館条例施行細則の一部を改正する規則 (経済・産業企画課) (第117号) 23	
告 示 ○ 建築基準法第52条第8項の規定による区域等の指定 (住都・建築指導課) (第628号) 25 ○ 建築協定への加入 (住都・建築指導課) (第629号) 28 ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第630号) 29 ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第631号) 30 ○ 名古屋都市計画用途地域の変更 (住都・都市計画課) (第632号) 31 ○ 名古屋都市計画特別用途地区の変更 (住都・都市計画課) (第633号) 32 ○ 名古屋都市計画特定用途誘導地区の変更 (住都・都市計画課) (第634号) 33 ○ 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更 (住都・都市計画課) (第635号) 34 ○ 名古屋都市計画風致地区の変更 (住都・都市計画課) (第636号) 35 ○ 名古屋都市計画公園の変更 (住都・都市計画課) (第637号) 36 ○ 名古屋都市計画地区計画の決定 (住都・都市計画課) (第638号) 37 ○ 名古屋都市計画地区計画の変更 (住都・都市計画課) (第639号) 38 ○ 名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第1の区域の指定 (住都・都市計画課) (第640号) 39 ○ 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第641号) 41 ○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について (住都・住宅管理課) (第642号) 43	

○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第643号)	49
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課)	(第644号)	50
○ 福祉向市営住宅(障害者世帯)入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・障害企画課)	(第645号)	51
○ 福祉向市営住宅(ひとり親世帯)入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(子青・子ども未来企画室)	(第646号)	56
○ 福祉向市営住宅(高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅)入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・高齢福祉課)	(第647号)	60
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第648号)	65
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第649号)	66
○ 生活保護法による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第650号)	67
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第651号)	68
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止	(健福・保護課)	(第652号)	75
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第653号)	76
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第654号)	79

教 育 委 員 会 規 則

○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則の一部を改正する規則	(第22号)	82
----------------------------------	--------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	83
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	86
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	89
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新公告	(上下水・営業課)	90

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 (上下水・営業課)	100
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 (上下水・営業課)	101
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定の更新公告 (上下水・営業課)	102
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 (上下水・営業課)	112

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第65号）

1 改正内容

- (1) 名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画の決定に伴い、対象区域を追加します。（別表第 1 関係）
- (2) 錦二丁目 7 番地区計画の変更及び名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画の決定に伴い、規定の整備を行います。（別表第 2 関係）
- (3) その他規定の整備を行います。（第 4 条、第 8 条の 6 から第 13 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

- 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第66号）

1 改正内容

次のとおり新たにコミュニティセンターを設置します。（別表関係）

名 称	位 置
名古屋市堀田コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区新開町26番26号

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第 115号）

1 改正内容

- (1) 名古屋・伏見・栄都市機能誘導地区計画が都市計画で新たに定められること等に伴い、規定の整備を行います。（第13条及び第19条関係）
- (2) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の一部改正に伴い、規

定の整理を行います。（第35条、第36号様式及び第39号様式関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

- 名古屋市国際展示場条例施行細則及び名古屋国際会議場条例施行細則の一部を改正する規則（第 116号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市国際展示場の使用料を減免できる事由及びその額等に関し、規定の整備を行います。
- (2) 名古屋市国際展示場の使用料を還付できる事由及びその額等に関し、規定の整備を行います。
- (3) 名古屋国際会議場の利用料金を減免できる事由及びその額等に関し、規定の整備を行います。

2 施行期日

公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市国際展示場条例施行細則第 6条の 3の規定及び名古屋国際会議場条例施行細則の規定は、令和 2年 7月 1日から適用します。

- 名古屋市中企業振興会館条例施行細則の一部を改正する規則（第 117号）

1 改正内容

名古屋市中企業振興会館の利用料金を減免できる事由及びその額等に関し、規定の整備を行います。（第 9条関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市中企業振興会館条例施行細則の規定は、令和 2年 7月 1日から適用します。

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則の一部を改正する規則（第22

号)

1 改正内容

志段味古墳群歴史の里の共通観覧券について、規定の整備を行います。

(第11条関係)

2 施行期日

令和 2年11月 1日から施行します。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第65号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項から第 4 項までを削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける計画地区の 2 以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、同項の規定による当該計画地区内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該計画地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計を超えてはならない。
- 3 前 2 項、第 8 条の 6 第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 9 条の 2 第 1 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第52条第 1 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定する。
第 8 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

(機械室等を有する建築物の容積率の特例)

第 8 条の 6 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、第 4 条の規定による限度を超えるものとすることができる。

(1) 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第 2 条第18号に規定する建築物特定施設（法第52条第 6 項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準（平成18年国土交通省告示第1481号）に適合するもの

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の意見を聞かなければならない。

第 9 条第 1 項中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「第 8 条第 1 項」を「第 8 条」に、「数値」を「限度」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

(要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例)

第 9 条の 2 その敷地面積がマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第 367 号）第27条で定める規模以上であるマンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定するマンションをいう。以下同じ。）のうち、同法第 103 条に規定する要除却認定マンションに係るマンションの建替え（同法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するマンションの建替えをいう。）により新たに建築されるマンションで、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの

容積率は、その許可の範囲内において、第4条の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の意見を聞かなければならない。

（高度利用地区等内の制限の緩和）

第9条の3 次の各号に掲げる事項が、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画の内容として定められた場合には、当該地区又は街区内の建築物（特定用途誘導地区内の建築物にあつては、その全部又は一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものに限る。）については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

(1) 建築物の容積率の最高限度 第4条

(2) 建築物の容積率の最低限度 第4条の2

(3) 建築物の建蔽率の最高限度 第5条

(4) 壁面の位置の制限 第7条

(5) 建築物の高さの最高限度 第8条

(6) 建築物の建築面積の最低限度 第8条の2

第10条及び第11条中「及び第6条第1項」を「、第4条の2、第6条第1項及び第8条の2」に改める。

第12条中「及び第8条の3」を「、第8条の3、第8条の6第1項及び第9条第1項」に改める。

第13条第3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「老人ホーム等」の次に「（法第52条第3項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ。）」を加え、「、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分」を「又は令第2条第1項第4号イからへまでに掲げる建築物の部分」に改め、同項第2号中「、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分」を「及び令第2条第1項第4号イからへまでに掲げる建築物の部分」に改め、同項第3号中「自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面

積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分」を「令第2条第1項第4号イからへまでに掲げる建築物の部分」に、「第4条第4項各号」を「令第2条第3項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法第3条第2項の規定により第4条から第5条まで又は第7条から第8条の2までの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

別表第1に次のように加える。

名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
-------------------------	--

別表第2 錦二丁目7番地区整備計画区域の項中

用途の制限	風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの	を
-------	---	---

用途の制限	風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの	
容積率の最高限度	1 10分の60（次号又は第3号の規定が適用される場合を除く。） 2 法第52条第8項の規定が適用される建築物については、次の式によって計算した数値（次号の規定が適用される場合を除く。） $V = (1 + 0.1 R_1 R_2) \times \frac{60}{10}$ この式において、V、R_1及びR_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 法第52条第8項の規定が適用される建築物に係る容積率の最高限度	

に改め、同

	R_1 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合 R_2 住戸の床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下の住戸の数のその建築物全体の住戸の数に対する割合 3 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の70を限度として市長が指定した数値
--	---

表に次のように加える。

名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区整備計画区域	A 地区	容積率の最高限度	1 10分の100（次号の規定が適用される場合を除く。） 2 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の130を限度として市長が指定した数値 3 法第52条第2項及び第9項の規定による容積率の限度
	B 地区	容積率の最高限度	1 10分の80（次号の規定が適用される場合を除く。） 2 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の110を限度として市長が指定した数値 3 法第52条第2項及び第9項の規定による容積率の限度
	C 地区	容積率の最高限度	1 10分の80（次号の規定が適用される場合を除く。） 2 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の100を限度として市長が指定した数値 3 法第52条第2項及び第9項の規定による容積率

		の限度
D 地区	容積率の最高限度	1 10分の80（次号の規定が適用される場合を除く。） 2 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の90を限度として市長が指定した数値 3 法第52条第2項及び第9項の規定による容積率の限度
E 地区	容積率の最高限度	1 10分の60（次号の規定が適用される場合を除く。） 2 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の80を限度として市長が指定した数値 3 法第52条第2項及び第9項の規定による容積率の限度
F 地区	容積率の最高限度	1 10分の60（次号又は第3号の規定が適用される場合を除く。） 2 法第52条第8項の規定が適用される建築物については、次の式によって計算した数値（次号の規定が適用される場合を除く。） $V = (1 + 0.1 R_1 R_2) \times \frac{60}{10}$ この式において、V、R₁及びR₂は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 法第52条第8項の規定が適用される建築物に係る容積率の最高限度 R₁ 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合 R₂ 住戸の床面積が50平方メートル以上

		240 平方メートル以下の住戸の数のその建築物全体の住戸の数に対する割合 3 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の70を限度として市長が指定した数値 4 法第52条第 2 項及び第 9 項の規定による容積率の限度
G 地区	容積率の最高限度	1 10分の50（次号又は第 3 号の規定が適用される場合を除く。） 2 法第52条第 8 項の規定が適用される建築物については、次の式によって計算した数値（次号の規定が適用される場合を除く。） $V = (1 + 0.1 R_1 R_2) \times \frac{50}{10}$ この式において、V、R₁及びR₂は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 法第52条第 8 項の規定が適用される建築物に係る容積率の最高限度 R₁ 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合 R₂ 住戸の床面積が50平方メートル以上240 平方メートル以下の住戸の数のその建築物全体の住戸の数に対する割合 3 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の70を限度として市長が指定した数値 4 法第52条第 2 項及び第 9 項の規定による容積率の限度
H 地区	容積率の最高限度	1 10分の50（次号又は第 3 号の規定が適用される

	区	高限度	場合を除く。) 2 法第52条第8項の規定が適用される建築物については、次の式によって計算した数値（次号の規定が適用される場合を除く。） $V = (1 + 0.1 R_1 R_2) \times \frac{50}{10}$ この式において、V、R₁及びR₂は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 法第52条第8項の規定が適用される建築物に係る容積率の最高限度 R₁ 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合 R₂ 住戸の床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下の住戸の数のその建築物全体の住戸の数に対する割合 3 市長が都市機能の増進及び市街地の環境の整備改善に資すると認めた建築物については、10分の60を限度として市長が指定した数値 4 法第52条第2項及び第9項の規定による容積率の限度
--	---	-----	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第66号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

名古屋市穂波コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区神穂町 5 番18号
------------------	-------------------

」

を

「

名古屋市穂波コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区神穂町 5 番18号
名古屋市堀田コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区新開町26番26号

」

に

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 115 号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項の表の 3 項左欄中「又は」を「、地区計画条例第 8 条の 6 第 1 項、」に改め、「第 9 条第 1 項」の次に「又は地区計画条例第 9 条の 2 第 1 項」を加える。

第19条の表以外の部分中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「10分の 1.5」を「10分の 2」に改め、同条の表中

法第53条の規定による建ぺい率の 最高限度	を
--------------------------	---

「

法第53条の規定による建蔽率の最 高限度	に改め、同表の 1 項右欄中「建ぺい率」
-------------------------	----------------------

を「建蔽率」に、「10分の 1」を「10分の 1.5」に改め、同表の 2 項右欄中「

10分の6」を「10分の6.5」に改め、同表の3項右欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「10分の1.5」を「10分の2」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地区計画条例第9条第1項の規定によりその各部分の高さのみを地区計画条例第8条の規定による限度を超えるものとする建築物に対する前項の規定の適用については、同項中「10分の2」とあるのは「10分の1.5」と、「10分の1.5」とあるのは「10分の1」と、「10分の6.5」とあるのは「10分の6」とする。

第35条第1項中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

別記第36号様式及び第39号様式中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市国際展示場条例施行細則及び名古屋国際会議場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 116 号

名古屋市国際展示場条例施行細則及び名古屋国際会議場条例施行
細則の一部を改正する規則

(名古屋市国際展示場条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市国際展示場条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 を次のように改める。

（使用料の減免）

第 6 条の 3 条例第 4 条の 2 の規定により使用料（駐車場の回数券の交付の際に徴収する使用料を除く。）を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車場に駐車させる場合であって、当該手帳等を係員に提示したとき 駐車場の使用料の全額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168 号）第 4 条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123 号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

ク 障害者総合支援法第51条の 7 第 8 項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）

ケ 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

(2) その他市長が特別の事由があると認めたとき その都度市長が定める額

2 前項第 2 号の規定による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとする。

第 7 条第 1 項中「使用者が許可を受けた使用日の前 1 月までに使用の許可の取消しを申し出て認められたとき」を「次に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 使用者が許可を受けた使用日の前 1 月までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(2) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

第7条第2項第1号中「とき。」を「とき」に改め、同項第2号及び第3号中「申し出て認められたとき。」を「申し出たとき」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前項第2号に当たるとき その都度市長が定める額
第7条に次の1項を加える。

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用許可書及び使用料の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(名古屋国際会議場条例施行細則の一部改正)

第2条 名古屋国際会議場条例施行細則（平成2年名古屋市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第6条 条例第4条の2の規則で定める事由及び減免することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車場に駐車させる場合であつて、当該手帳等を係員に提示したとき 駐車場の利用料金の全額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

ク 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）

ケ 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

(2) その他市長が定める特別の事由があるとき 市長が定める額

2 前項第2号の規定による利用料金の減免は、申請に基づいて行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の名古屋市国際展示場条例施行細則第6条の3の規定及び第2条の規定による改正後の名古屋国際会議場条例施行細則の規定は、令和2年7月1日から適用する。

名古屋市中小企業振興会館条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 117 号

名古屋市中小企業振興会館条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市中小企業振興会館条例施行細則（昭和58年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第 9 条 条例第 3 条の 2 の規則で定める事由及び減免することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者が乗車している自動車を駐車場に駐車させる場合であって、当該手帳等を係員に提示したとき 駐車場の利用料金の全額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168 号）第 4 条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）

第 2 条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）

第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7

条第 4 項に規定する医療受給者証

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成

17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 22 条第 8 項

に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第 4 条第 1 項

の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程

度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

ク 障害者総合支援法第 51 条の 7 第 8 項に規定する地域相談支援受給者証

（特殊疾病者に係るものに限る。）

ケ 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するもの

を含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

(2) その他市長が定める特別の事由があるとき 市長が定める額

2 前項第 2 号の規定による利用料金の減免は、申請に基づいて行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市中小企業振興会館条例施行細則の規定は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

名古屋市告示第 628 号

建築基準法第52条第 8 項の規定による区域等の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201 号。以下「法」という。）第52条第 8 項本文の規定に基づき、容積率制限の緩和の上限を定める区域及びその区域内における容積率制限の緩和の上限の数値を定め、法第52条第 8 項第 1 号の規定に基づき、適用を除外する区域を次のように指定します。なお、平成14年名古屋市告示第 496 号は廃止します。

令和 2 年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 容積率制限の緩和の上限を定める区域

名古屋市東区、西区、中村区及び中区の区域の各一部（別図のとおり）

ただし、次に掲げる区域を除くものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第 100 号。以下「都計法」という。）第 8 条第 3 項第 1 号の規定により、都市計画において、中高層階住居専用地区と定められた区域
- (2) 都計法第 8 条第 3 項第 2 号イの規定により、都市計画において、建築物の容積率が10分の80以上と定められた区域

2 容積率制限の緩和の上限の数値

容積率制限の緩和の上限の数値は、次の式によって計算したものとする。

$$V_r = (1 + 0.1 R_1 R_2) V_c$$

この式において、 V_r 、 R_1 、 R_2 及び V_c は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 容積率制限の緩和の上限の数値

R_1 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対

する割合

R_2 住戸の床面積が50平方メートル以上 240 平方メートル以下の住戸の数のその建築物全体の住戸の数に対する割合

V_c 建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値

3 適用を除外する区域

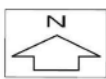
第 1 項で指定した区域以外の区域

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課



— — — : 容積率制限の緩和の上限を定める区域

※区分線
— — — : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心



名古屋市告示第 629 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 2 年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘北地域建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝二丁目 314 番 1	令和 2 年 9 月24日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 630号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、平成26年名古屋市告示第 710号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 2年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中川区長良町 1丁目95番 8の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壤の追完調査が実施され、土壤溶出量基準に適合していることが確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 631号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第 457号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 2年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中川区富川町 3丁目 1番 3の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 632号

名古屋都市計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画用途地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 633号

名古屋都市計画特別用途地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画特別用途地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別用途地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 634号

名古屋都市計画特定用途誘導地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画特定用途誘導地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特定用途誘導地区

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 635号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 636号

名古屋都市計画風致地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画風致地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

城山風致地区

名古屋市千種区赤坂町、揚羽町、霞ヶ丘、希望ヶ丘、自由ヶ丘、城山町、城山新町、末盛通、田代町字城山、月ヶ丘、鍋屋上野町字北山及び字汁谷、姫池通並びに南ヶ丘

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 637号

名古屋都市計画公園の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画公園を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

4・ 3・ 2号 城山公園

名古屋市千種区城山町 2丁目、城山町 3丁目及び末盛通 3丁目

5・ 5・10号 熊野公園

名古屋市緑区熊の前二丁目及び鳴海町字神ノ倉

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 638号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市東区西新町、東新町、久屋町及び武平町、西区名駅一丁目、中村区椿町及び名駅四丁目並びに中区新栄町、錦一丁目及び錦三丁目並びに東区泉一丁目、東桜一丁目及び東桜二丁目、西区牛島町、則武新町三丁目及び名駅二丁目、中村区牛島町、亀島二丁目、太閤一丁目、太閤三丁目、太閤四丁目、竹橋町、那古野一丁目、則武一丁目、則武二丁目、名駅一丁目、名駅二丁目、名駅三丁目、名駅五丁目、名駅南一丁目、名駅南二丁目、名駅南三丁目及び名駅南四丁目並びに中区大須三丁目、大須四丁目、栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、栄四丁目、栄五丁目、新栄一丁目、千代田一丁目、錦二丁目、東桜二丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目及び丸の内三丁目の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 639号

名古屋都市計画地区計画の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 錦二丁目 7番地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市中区錦二丁目の一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 640号

名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定

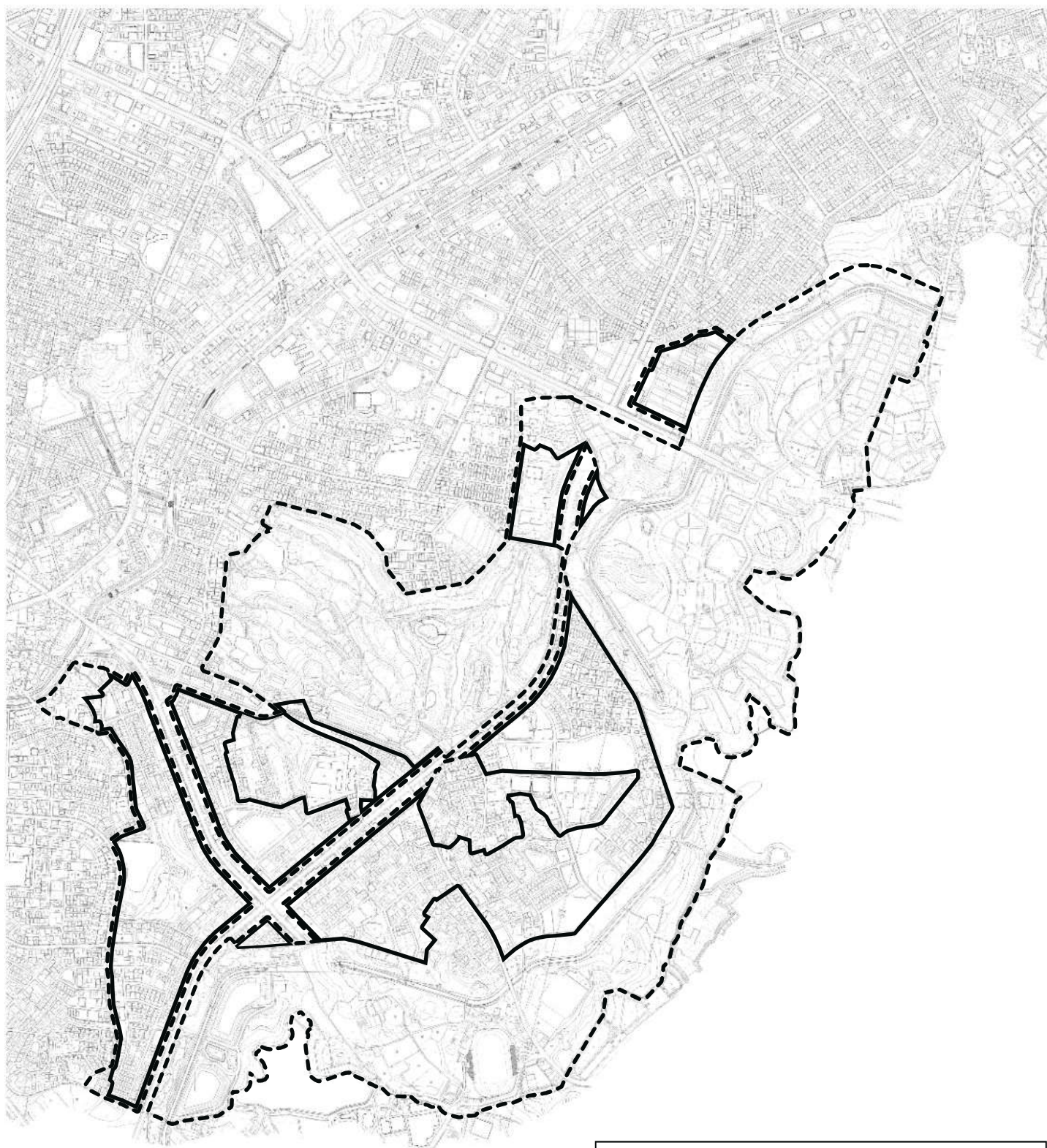
平成 8年名古屋市告示第 213号（名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定について）の一部を次のように改正する。

令和 2年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

図面 6を次のように改める。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課



凡例	
風致地区界	----
名古屋市風致地区内建築等規制条例 別表第1の規定により、市長が指定する区域	



名古屋市告示第 641号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 2年10月20日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
若松 達久 長野県松本市大字水汲 154番地 8
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区富永四丁目56番、畑、198.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 果樹園として利用
 - (3) 存続期間 令和 2年11月 1日から令和 5年10月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
9,109.00平方メートル
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 240日、農業従事者：15人
 - (3) 農機具の保有状況
トラクター： 2、田植機： 3、管理機： 2、コンバイン： 2
軽トラック： 1、草刈機： 3

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 642号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 2年10月20日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者にあつては 5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和 2年10月27日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 2年10月27日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和 2年10月27日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 2年11月 6日（金）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 3号

名古屋市公会堂 4階ホール

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階

名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先

住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 2年11月 6日（金）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 2年11月 9日（月）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 2年11月 7日（土）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 123戸

第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 7戸

第 3 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）
第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 2年11月 6日（金）の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

(3) 日時

ア 公募初日

令和 2年11月 6日（金）午前10時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 2年11月 9日（月）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 2年11月 7日（土）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 25戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 643 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和 2 年10月21日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人名古屋 みなと振興財団	名古屋市港区港町 1 番 3 号	令和 2 年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 644 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 2 年 10 月 21 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

緑区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

(1) 緑区

検 査 日	検 査 場 所
12 月 2 日（水）	平針（新）公民館（ホール）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 645号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定 の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 2年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3に規定する第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律

- 第 283号) 第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (3) 知的障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあっては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者
- (4) 原子爆弾被爆者にあっては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者
- ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (5) 精神障害者にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者
- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 3年 1月 4日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあっては10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者にあっては 5年）を経過しない者がいないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所、各区役所支所

イ 日時

令和 2年10月30日（金）から同年11月16日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、10月31日（土）、11月 1日（日）、 3日（火）、 7日（土）、 8日（日）、14日（土）及び15日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(6)に該当する場合にあっては健康福祉局健康部感染症対策室に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 2年11月 2日（月）から同月16日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 3日（火）、 7日（土）、 8日（日）、14日（土）及び15日（日）を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

イ 日時

令和 2年12月16日（水）午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 43戸

3 市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯

- ア 戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者であって、その障害の程度が下肢又は体幹かつ恩給法別表第 1 号表ノ 2 の規定により、特別項症から第 3 項症までである者
- イ 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた 1 級から 4 級までの身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 12 戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 646号

福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 2年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）第 6条第 1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6条第 2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

2 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であ

ること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ 申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ 障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

(2) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

(6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあつては10年、そのうち住宅条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者にあつては5年）を経過しない者でないこと。

3 申込書等の交付

(1) 場所

各社会福祉事務所及び各社会福祉事務所支所

(2) 日時

令和 2年11月 2日（月）から同月16日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 3日（火）及び 7日（土）、 8日（日）、 14日（土）、15日（日）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であって、アにより難しい場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口提出する場合は、令和 2年11月 2日（月）から同月16日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 3日（火）及び 7日（土）、 8日（日）、14日（土）、15日（日）を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、令和 2年11月 2日（月）から同月16日（月）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

(2) 日時

令和 2年12月16日（水）午後 1時30分

6 公募戸数

公営住宅

空家住宅 28戸

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

名古屋市告示第 647号

福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 2年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

- (1) 配偶者（婚姻の予約者で令和 3年 5月31日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (7) 56歳以上の者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8 項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7 条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 一般空家住宅・高齢者専用住宅

(1) 申込みの資格

- ア 申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。
- イ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつ

ては、同条例第42条第 5項において読み替えられた収入）であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所及び各区役所支所

イ 日時

令和 2年10月30日（金）から同年11月16日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、10月31日（土）、11月 1日（日）、3日（火・休）、7日（土）、8日（日）、14日（土）及び15日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 2年11月 2日（月）から同月16日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、 3日（火・休）、 7日（土）、 8日（日）、14日（土）及び15日（日）を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎西12C会議室

イ 日時

令和 2年12月16日（水）午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 81戸

3 親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

ア 一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 3年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 30戸

4 親子隣居住宅

(1) 申込みの資格

ア 隣り合わせの住宅に住もうとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 3年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 2戸（1組）

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 648号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
木の香往診クリニック	名古屋市北区駒止町 2丁目22番地	令和 2年 9月11日

2 訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
医療法人和伸会和田内科 病院	名古屋市千種区今池南25番 5号	平成30年 12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 649号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
社会福祉法人愛生福祉会 名古屋市名東区梅森坂西一丁 目 118番地の 1	愛生苑ショートステイ（ユニ ット型） 名古屋市北区五反田町 108番 地の 2	令和 2年 9月21日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 650号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社ソシオ 名古屋市名東区猪高台二丁目 1201番地	かざぐるま定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 名古屋市名東区猪高台二丁目 1201番地	令和 2年 8月 5日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 651号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		有限会社花花
介護事業者の所在地		名古屋市北区大曽根一丁目 5番10号
介護事業所の名称		花花介護センター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区泉一丁目 3番 7号
	新	名古屋市北区清水二丁目10番21号
変更年月日		令和 2年 8月 1日

介護事業者の名称		合同会社L i n k o f L i f e
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区姫宮町 1丁目19番地
介護事業所の名称		L i n k o f L i f e
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区姫宮町 1丁目19番地

地	新	名古屋市瑞穂区惣作町 3丁目69番地の 5
変 更 年 月 日	令和 2年 8月31日	

介 護 事 業 者 の 名 称	合同会社ARGOSS.	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市南区三条二丁目 5番10号	
介 護 事 業 所 の 名 称	あいケア絆	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市南区明治一丁目 4番13号
	新	名古屋市南区三条二丁目 5番10号
変 更 年 月 日	平成26年 3月 1日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 所 の 名 称	旧	医療法人杏園会ひびのファミリア診療所
	新	医療法人杏園会あんずクリニック
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市熱田区比々野町27番地
	新	名古屋市熱田区六番一丁目 1番 9号
変 更 年 月 日	令和 2年11月 1日	

介 護 事 業 所 の 名 称	太子歯科医院	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市緑区太子二丁目 190番地
	新	名古屋市緑区太子二丁目 188番地
変 更 年 月 日	令和 2年 5月16日	

介 護 事 業 者 の 名 称	大和ビルド株式会社	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	大阪府大阪市北区浮田 1ー 2ー 3	
介 護 事 業 所 の 名 称	りゅうじん訪問看護ステーション名古屋	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市名東区照が丘 7番地
	新	名古屋市名東区本郷三丁目 171番地
変 更 年 月 日	令和 2年 6月15日	

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称		医療法人杏園会熱田リハビリテーション病院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区六番一丁目 1番19号
	新	名古屋市熱田区比々野町32番地
変更年月日		令和 2年11月 1日

介護事業所の名称	旧	医療法人杏園会ひびのファミリア診療所
	新	医療法人杏園会あんずクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区比々野町27番地
	新	名古屋市熱田区六番一丁目 1番 9号
変更年月日		令和 2年11月 1日

介護事業所の名称		太子歯科医院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区太子二丁目 190番地
	新	名古屋市緑区太子二丁目 188番地
変更年月日		令和 2年 5月16日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	いずみ薬局大松店
	新	有限会社ミドリ薬局百人町店
介護事業所の所在地		名古屋市東区百人町82番地の 2
変更年月日		平成26年10月 1日

介護事業所の名称		スギ薬局上飯田店
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区上飯田南町 5丁目 135番地
	新	名古屋市北区平安二丁目 4番41号
変更年月日		令和 2年 7月30日

介護事業所の名称		医療法人杏園会熱田リハビリテーション病院
----------	--	----------------------

介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区六番一丁目 1番19号
	新	名古屋市熱田区比々野町32番地
変 更 年 月 日		令和 2年11月 1日

介護事業所の名称	旧	医療法人杏園会ひびのファミリア診療所
	新	医療法人杏園会あんずクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区比々野町27番地
	新	名古屋市熱田区六番一丁目 1番 9号
変 更 年 月 日		令和 2年11月 1日

介護事業所の名称		太子歯科医院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区太子二丁目 190番地
	新	名古屋市緑区太子二丁目 188番地
変 更 年 月 日		令和 2年 5月16日

5 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護事業所の名称		医療法人杏園会熱田リハビリテーション病院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区六番一丁目 1番19号
	新	名古屋市熱田区比々野町32番地
変 更 年 月 日		令和 2年11月 1日

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社ぬくもあ
介護事業者の所在地		名古屋市東区大幸四丁目15番18号
介護事業所の名称	旧	ちくさよろづ介護相談所
	新	ぬくケア介護相談所
介護事業所の所在地		名古屋市西区上名古屋三丁目25番 6号
変 更 年 月 日		令和 2年 8月 1日

介護事業者の名称		アサヒサンクリーン株式会社
介護事業者の所在地		静岡県静岡市葵区本通十丁目 8番地の 1
介護事業所の名称	旧	アサヒサンクリーン在宅介護センター緑
	新	アサヒサンクリーンケアプランセンター緑
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字三高根55番地
	新	名古屋市緑区鳴海町字三高根55番地の 1
変更年月日		令和 2年 9月15日

7 地域密着型通所介護

介護事業者の名称		合同会社芽生
介護事業者の所在地		名古屋市南区豊田五丁目15番30号
介護事業所の名称		デイサービスぬくもり
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区西田町 3丁目14番地
	新	名古屋市南区戸部町 1丁目40番地の 1
変更年月日		令和 2年 9月 7日

8 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		有限会社花花
介護事業者の所在地		名古屋市北区大曾根一丁目 5番10号
介護事業所の名称		花花介護センター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区泉一丁目 3番 7号
	新	名古屋市北区清水二丁目10番21号
変更年月日		令和 2年 8月 1日

介護事業者の名称		合同会社L i n k o f L i f e
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区姫宮町 1丁目19番地
介護事業所の名称		L i n k o f L i f e
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区姫宮町 1丁目19番地
	新	名古屋市瑞穂区惣作町 3丁目69番地の 5

変 更 年 月 日	令和 2年 8月31日
-----------	-------------

介 護 事 業 者 の 名 称	合同会社ARGOSS.
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市南区三条二丁目 5番10号
介 護 事 業 所 の 名 称	あいケア絆
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市南区明治一丁目 4番13号
	新 名古屋市南区三条二丁目 5番10号
変 更 年 月 日	平成26年 3月 1日

9 生活支援型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	有限会社花花
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市北区大曾根一丁目 5番10号
介 護 事 業 所 の 名 称	花花介護センター
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市東区泉一丁目 3番 7号
	新 名古屋市北区清水二丁目10番21号
変 更 年 月 日	令和 2年 8月 1日

10 予防専門型通所サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	合同会社芽生
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市南区豊田五丁目15番30号
介 護 事 業 所 の 名 称	デイサービスぬくもり
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市南区西田町 3丁目14番地
	新 名古屋市南区戸部町 1丁目40番地の 1
変 更 年 月 日	令和 2年 9月 7日

11 ミニデイ型通所サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	有限会社たかみち
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中村区高道町 6丁目 5番21号

介護事業所の名称	旧	いきいき体操クラブ
	新	デイサービスフォルテシモ中村公園
介護事業所の所在地	名古屋市中村区乾出町 1丁目 3番地の 1	
変 更 年 月 日	令和元年12月 1日	

12 運動型通所サービス

介護事業者の名称	有限会社たかみち	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区高道町 6丁目 5番21号	
介護事業所の名称	旧	いきいき体操クラブ
	新	デイサービスフォルテシモ中村公園
介護事業所の所在地	名古屋市中村区乾出町 1丁目 3番地の 1	
変 更 年 月 日	令和元年12月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 652号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 2年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	休止年月 日
医療法人コジマ会 愛知県東海市富木島町八幡南 20番地	ケアプランセンターみどり 名古屋市緑区横吹町1907番地 の12	令和 2年 9月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 653号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
医療法人大医研橋川クリ ニック	名古屋市西区花の木三丁目16番17号	令和 2年 8月20日
久野歯科医院	名古屋市中区松原三丁目10番17号	令和 2年 8月 1日
医療法人友善会加藤歯科 医院	名古屋市昭和区阿由知通 1丁目16番 地	令和 2年 9月30日
医療法人大仁会高木病院	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 1番地	令和 2年 7月31日

鈴木耳鼻咽喉科医院	名古屋市緑区鳴海町字矢切77番地の 1	令和 2年 7月28日
植田歯科医院	名古屋市天白区植田三丁目1405番地	令和 2年 9月30日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
医療法人大医研橋川クリ ニック	名古屋市西区花の木三丁目16番17号	令和 2年 8月20日
久野歯科医院	名古屋市中区松原三丁目10番17号	令和 2年 8月 1日
医療法人友善会加藤歯科 医院	名古屋市昭和区阿由知通 1丁目16番 地	令和 2年 9月30日
医療法人大仁会高木病院	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 1番地	令和 2年 7月31日
鈴木耳鼻咽喉科医院	名古屋市緑区鳴海町字矢切77番地の 1	令和 2年 7月28日
植田歯科医院	名古屋市天白区植田三丁目1405番地	令和 2年 9月30日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
橋村薬局	名古屋市千種区楠元町 2丁目33番地	令和元年 7月 6日
医療法人大医研橋川クリ ニック	名古屋市西区花の木三丁目16番17号	令和 2年 8月20日

久野歯科医院	名古屋市中区松原三丁目10番17号	令和 2年 8月 1日
医療法人友善会加藤歯科 医院	名古屋市昭和区阿由知通 1丁目16番 地	令和 2年 9月30日
医療法人大仁会高木病院	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 1番地	令和 2年 7月31日
貴船薬局	名古屋市中川区万場一丁目 408番地	令和 2年 9月15日
鈴木耳鼻咽喉科医院	名古屋市緑区鳴海町字矢切77番地の 1	令和 2年 7月28日
植田歯科医院	名古屋市天白区植田三丁目1405番地	令和 2年 9月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 654号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二 丁目 9番地	ニチイケアセンターくさなぎ 名古屋市中村区草薙町 2丁目 5番地	令和 2年 10月 1日
株式会社HCM 東京都港区東麻布一丁目28番 13号	アミカごきそ介護センター 名古屋市昭和区阿由知通 3丁 目 3番地の 2	令和 2年 9月 30日
コミュニティケアサービス株 式会社 名古屋市南区松池町 2丁目14	ヘルパーステーションさくら 名古屋市南区松池町 2丁目14 番地	令和 2年 11月 1日

番地		
----	--	--

2 通所介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンターくさなぎ 名古屋市中村区草薙町 2丁目 5番地	令和 2年 10月 1日
特定非営利活動法人介護サービスさくら 名古屋市名東区大針一丁目 367番地	デイサービスさくら西山 名古屋市名東区西山本通 2丁目 31番地	平成23年 9月 30日

3 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンターくさなぎ 名古屋市中村区草薙町 2丁目 5番地	令和 2年 10月 1日
株式会社HCM 東京都港区東麻布一丁目28番13号	アミカごきそ介護センター 名古屋市昭和区阿由知通 3丁目 3番地の 2	令和 2年 9月 30日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンター名南 名古屋市南区元柴田西町 1丁目 29番地	令和 2年 10月 1日
特定非営利活動法人介護サービスさくら 名古屋市名東区大針一丁目 367番地	夢のぽけっと名東 名古屋市名東区大針一丁目 367番地	令和 2年 3月 31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 2 年10月21日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第22号

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則の一部を改正する規
則

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則（平成30年名古屋市教育委員会
規則第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「又は招待券」を「、招待券又は他の施設との共通観覧券」
に改め、同条第 2 項中「及び招待券」を「、招待券及び共通観覧券」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年11月 1 日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松坂屋・エンゼルビル・栄ガスビル

名古屋市中区栄三丁目1601番 ほか24筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
エムテックみずかめパーキング	8台	—	72台	—
ナディアパーク地下駐車場	85台	93台	440台	変更なし
その他駐車場	1,046台	変更なし	6,219台	変更なし
計	1,139台	変更なし	6,731台	6,659台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
エムテックみずかめパーキング	午前 7時30分から 午前 3時00分まで (年間70日は午前 7時30分から午後 12時00分まで)	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
エムテックみずかめパーキング	1箇所	—
その他駐車場	52箇所	変更なし
計	53箇所	52箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 2年 8月24日

4 変更しようとする理由

一部契約駐車場の閉鎖のため

5 届出の日

令和 2年10月 5日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年10月19日から令和 3年 2月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 2月19日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年10月20日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミユキモール

名古屋市西区庄内通1丁目40番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
御幸ホールディングス(株)	代表取締役 小嶋 繁昭	名古屋市西区市場木町390番地	御幸毛織(株)	代表取締役 吉田 直人	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)エイデン	代表取締役 岡嶋 昇一	名古屋市中村区名駅四丁目22番21号	(株)エディオ	代表取締役 久保 允誉	大阪市北区中之島二丁目3番33号	平成24年10月1日
2	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)	代表取締役 増田 宗昭	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号	—	—	—	令和2年3月31日

3	(株)トーアフ オート	代表取締役 岡村 つね 子	名古屋市西 区鳥見町 2 丁目 123番 地	—	—	—	平成 25年 8月 31日
4	御幸ホール ディングス (株)	代表取締役 岡田 勲	名古屋市西 区市場木町 390番地	—	—	—	平成 21年 6月 1日
5	—	—	—	(株)ペグ	代表取締役 常川 健志	名古屋市中 村区井深町 10番28号	平成 26年 11月 5日
6	—	—	—	(株)クリエイ トエス・デ ィー	代表取締役 廣瀬 泰三	横浜市青葉 区荏田西二 丁目 3番地 2	令和 2年 7月 18日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成29年 6月27日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、名称及び代表者変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、名称及び住所並びに代表者変更のため
- (3) No. 2からNo. 4までの小売業者については、退店のため
- (4) No. 5及びNo. 6の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年10月 6日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年10月20日から令和 3年 2月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の

休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 2月22日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

令和 2年10月23日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1490号	㈱AQUA	田中 勝仁	名古屋市守山区桔梗平二丁目2014番地	令和 2年 9月16日
第1495号	㈱ゲッコープランニング	久田 公人	名古屋市緑区尾崎山一丁目 201番地	令和 2年 9月16日
第1496号	㈱ひととき	南谷 暁紀	愛知県北名古屋市西之保青野24番地	令和 2年 9月16日
第1497号	水玉ライフサービス	後藤 隆久	愛知県あま市甚目寺山王19番地 casa山王B 101号	令和 2年 9月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の2の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 2年10月23日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定の更新をした指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	更新後の指定 の有効期限
第 8号	株式会社カガミ工業	令和 7年 9月29日
第11号	足立工業株式会社	令和 7年 9月29日
第13号	須賀工業株式会社	令和 7年 9月29日
第19号	山添工業株式会社	令和 7年 9月29日
第22号	株式会社カケン	令和 7年 9月29日
第23号	シブヤパイピング工業株式会社	令和 7年 9月29日
第25号	北嶋工業株式会社	令和 7年 9月29日
第26号	藤間工業株式会社	令和 7年 9月29日
第32号	中島工業所	令和 7年 9月29日
第33号	合資会社共栄水道工業所	令和 7年 9月29日
第38号	ダイダン株式会社	令和 7年 9月29日
第40号	株式会社伊藤商会	令和 7年 9月29日
第50号	三機工業株式会社	令和 7年 9月29日
第53号	合資会社眞保工務所	令和 7年 9月29日
第57号	合資会社廣和水道工業所	令和 7年 9月29日

第72号	株式会社岡島工業所	令和 7年 9月29日
第79号	第一工業株式会社	令和 7年 9月29日
第80号	川崎設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第88号	株式会社広見水道	令和 7年 9月29日
第92号	株式会社ハイイ工業	令和 7年 9月29日
第96号	大曾根水道工業株式会社	令和 7年 9月29日
第99号	有限会社鈴木工業所	令和 7年 9月29日
第 104号	桧設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 106号	浦安工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 111号	浄心設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 123号	閑林工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 131号	朋和設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 135号	株式会社細田工務店	令和 7年 9月29日
第 137号	株式会社朝日工業社	令和 7年 9月29日
第 138号	有限会社東水道工務所	令和 7年 9月29日
第 139号	株式会社柿沼管工業	令和 7年 9月29日
第 140号	小島設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 149号	株式会社日進工業所	令和 7年 9月29日
第 154号	合資会社鈴萬工業所	令和 7年 9月29日
第 155号	スズキ工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 159号	合資会社三劔工業所	令和 7年 9月29日
第 160号	三建設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 165号	協立設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 167号	豊田工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 177号	宝工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 178号	家田管工株式会社	令和 7年 9月29日
第 180号	穂刈工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 189号	株式会社スミ設備	令和 7年 9月29日
第 193号	廣瀬水道工業所	令和 7年 9月29日

第 203号	安井管工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 209号	株式会社安田工務店	令和 7年 9月29日
第 212号	有限会社八木設備	令和 7年 9月29日
第 213号	合資会社三宝工業所	令和 7年 9月29日
第 225号	株式会社イナトク	令和 7年 9月29日
第 229号	日比谷総合設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 230号	有限会社板倉水道工業所	令和 7年 9月29日
第 231号	大栄水道工業所	令和 7年 9月29日
第 232号	杉山工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 237号	五幸工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 238号	有限会社ダンケ設備	令和 7年 9月29日
第 243号	有限会社市川水道工業所	令和 7年 9月29日
第 244号	中衛工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 245号	有限会社佐治施設工業	令和 7年 9月29日
第 249号	株式会社城口研究所	令和 7年 9月29日
第 253号	有限会社長田水道工務店	令和 7年 9月29日
第 254号	有限会社飯吉設備工業所	令和 7年 9月29日
第 255号	株式会社三朝設備	令和 7年 9月29日
第 256号	有限会社鈴木設備工業所	令和 7年 9月29日
第 264号	城北水道工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 265号	有限会社石黒工務店	令和 7年 9月29日
第 267号	塚松工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 273号	有限会社エムズコーポレーション	令和 7年 9月29日
第 274号	有限会社志賀管工	令和 7年 9月29日
第 279号	櫻井工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 281号	株式会社稲熊水道	令和 7年 9月29日
第 282号	株式会社トキワ設備工業所	令和 7年 9月29日
第 284号	坂野設備工業有限会社	令和 7年 9月29日
第 287号	有限会社宮口工務店	令和 7年 9月29日

第 288号	寺尾水道工事株式会社	令和 7年 9月29日
第 290号	株式会社守山管工	令和 7年 9月29日
第 296号	有限会社一千万水道工業所	令和 7年 9月29日
第 297号	有限会社明和設備商会	令和 7年 9月29日
第 300号	有限会社朝倉水道	令和 7年 9月29日
第 308号	株式会社山田商会	令和 7年 9月29日
第 311号	桜和設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 312号	有限会社久納水道工務店	令和 7年 9月29日
第 315号	稲垣設備工事株式会社	令和 7年 9月29日
第 316号	株式会社明興設備	令和 7年 9月29日
第 322号	株式会社チトセ	令和 7年 9月29日
第 323号	武菱工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 327号	今井設備	令和 7年 9月29日
第 337号	ダイトー株式会社	令和 7年 9月29日
第 340号	有限会社豊水設備工業所	令和 7年 9月29日
第 344号	有限会社國水管工	令和 7年 9月29日
第 345号	有限会社畑中水道工業所	令和 7年 9月29日
第 346号	株式会社共立ハウス設備	令和 7年 9月29日
第 347号	豊設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 350号	株式会社トモエ商会	令和 7年 9月29日
第 352号	安田株式会社	令和 7年 9月29日
第 354号	山本水道工業所	令和 7年 9月29日
第 355号	株式会社中山水道工業所	令和 7年 9月29日
第 359号	富田水道工業所	令和 7年 9月29日
第 363号	株式会社三和設備工業所	令和 7年 9月29日
第 364号	有限会社小崎管工設備	令和 7年 9月29日
第 365号	みやま設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 366号	村川設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 367号	株式会社旭設備	令和 7年 9月29日

第 368号	株式会社テクノ菱和	令和 7年 9月29日
第 369号	木村工業所株式会社	令和 7年 9月29日
第 370号	株式会社フジコー	令和 7年 9月29日
第 379号	吉忠工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 381号	有限会社横山水道工業所	令和 7年 9月29日
第 386号	株式会社近藤工業	令和 7年 9月29日
第 389号	株式会社前田工業	令和 7年 9月29日
第 391号	梅正設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 398号	株式会社山本工業所	令和 7年 9月29日
第 400号	株式会社村上工業	令和 7年 9月29日
第 402号	川鶴設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 403号	有限会社宮阪設備	令和 7年 9月29日
第 404号	中工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 405号	新栄株式会社	令和 7年 9月29日
第 412号	極東設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 415号	株式会社稲葉工務店	令和 7年 9月29日
第 418号	有限会社北村水道工業所	令和 7年 9月29日
第 420号	株式会社宮崎設備工業	令和 7年 9月29日
第 422号	八雲設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 423号	有限会社雄賀設備	令和 7年 9月29日
第 428号	株式会社平田設備	令和 7年 9月29日
第 430号	名昭管工	令和 7年 9月29日
第 434号	有限会社伊勢神工業	令和 7年 9月29日
第 437号	岡田工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 442号	服部水道工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 444号	岩田管工有限会社	令和 7年 9月29日
第 445号	新和管工株式会社	令和 7年 9月29日
第 446号	有限会社かとう水道工業所	令和 7年 9月29日
第 447号	丸川設備工業所	令和 7年 9月29日

第 450号	奥田設備	令和 7年 9月29日
第 453号	林水道工務店	令和 7年 9月29日
第 455号	奥田水道設備	令和 7年 9月29日
第 459号	有限会社花藤水道工業所	令和 7年 9月29日
第 460号	真野工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 461号	有限会社安井配管工業	令和 7年 9月29日
第 464号	有限会社寿設備工業	令和 7年 9月29日
第 467号	シンエー工業有限会社	令和 7年 9月29日
第 468号	株式会社林水道設備	令和 7年 9月29日
第 470号	株式会社日伸商会	令和 7年 9月29日
第 471号	有限会社白鳥水道工業所	令和 7年 9月29日
第 475号	大興設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 479号	総合エンジニアリング株式会社	令和 7年 9月29日
第 480号	有限会社近藤設備	令和 7年 9月29日
第 484号	株式会社三晃空調	令和 7年 9月29日
第 485号	有限会社タカスガ	令和 7年 9月29日
第 487号	株式会社三好工業	令和 7年 9月29日
第 488号	成瀬工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 490号	三宝設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 492号	明希工業	令和 7年 9月29日
第 493号	株式会社平野設備工業所	令和 7年 9月29日
第 494号	日新工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 497号	株式会社大同施設工業	令和 7年 9月29日
第 499号	有限会社吉武水道工事店	令和 7年 9月29日
第 500号	有限会社中島管工所	令和 7年 9月29日
第 503号	株式会社長谷川工業所	令和 7年 9月29日
第 504号	株式会社サンエイテクニクス	令和 7年 9月29日
第 506号	株式会社吉田冷暖房工業所	令和 7年 9月29日
第 507号	ふじ管工	令和 7年 9月29日

第 508号	株式会社名菱機工	令和 7年 9月29日
第 510号	株式会社佐藤総合設備	令和 7年 9月29日
第 514号	山木設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 515号	今井管工	令和 7年 9月29日
第 516号	恵北設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 521号	大信設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 523号	株式会社中京技研	令和 7年 9月29日
第 524号	株式会社横田管工	令和 7年 9月29日
第 525号	株式会社栄工業所	令和 7年 9月29日
第 526号	株式会社中部	令和 7年 9月29日
第 529号	湖誉設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 530号	有限会社有松水道工業	令和 7年 9月29日
第 531号	株式会社同和設備	令和 7年 9月29日
第 532号	有限会社宮澤水道	令和 7年 9月29日
第 534号	平安設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 537号	有限会社ヨシテク	令和 7年 9月29日
第 539号	環境設備	令和 7年 9月29日
第 541号	有限会社河村設備	令和 7年 9月29日
第 546号	株式会社あいしん	令和 7年 9月29日
第 547号	水野設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 549号	大冷工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 551号	白川設備工業有限会社	令和 7年 9月29日
第 556号	有限会社オオタ設備	令和 7年 9月29日
第 558号	三東設備工事株式会社	令和 7年 9月29日
第 560号	武蔵野工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 563号	アスカ設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 564号	山幸設備工業	令和 7年 9月29日
第 568号	株式会社森設備	令和 7年 9月29日
第 569号	有限会社緑住宅設備	令和 7年 9月29日

第 570号	有限会社平針設備	令和 7年 9月29日
第 571号	有限会社牧水道	令和 7年 9月29日
第 574号	株式会社大安設備	令和 7年 9月29日
第 576号	臼井設備	令和 7年 9月29日
第 581号	有限会社柘植工業	令和 7年 9月29日
第 582号	野村工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 583号	小玉工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 584号	有限会社山田水道工業所	令和 7年 9月29日
第 585号	日本ファシリオ株式会社	令和 7年 9月29日
第 586号	斎久工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 588号	児玉設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 589号	株式会社小幡設備	令和 7年 9月29日
第 591号	株式会社丸東	令和 7年 9月29日
第 592号	カネコ工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 593号	株式会社名古屋施設	令和 7年 9月29日
第 595号	大治水道工業所	令和 7年 9月29日
第 597号	東海設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 598号	株式会社名団	令和 7年 9月29日
第 601号	東陽工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 602号	株式会社フタムラ建材店	令和 7年 9月29日
第 603号	株式会社サッポロエンジニアリング	令和 7年 9月29日
第 609号	三機テクノサポート株式会社	令和 7年 9月29日
第 610号	株式会社西原衛生工業所	令和 7年 9月29日
第 611号	三幸工業有限会社	令和 7年 9月29日
第 612号	株式会社名豊設備工業	令和 7年 9月29日
第 613号	有限会社大森水道工事店	令和 7年 9月29日
第 615号	上中水道株式会社	令和 7年 9月29日
第 617号	有限会社小池設備	令和 7年 9月29日
第 618号	黒柳工業株式会社	令和 7年 9月29日

第 619号	アクアメニティ工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 620号	有限会社松下設備工業	令和 7年 9月29日
第 621号	株式会社テックササキ	令和 7年 9月29日
第 622号	株式会社マック東海	令和 7年 9月29日
第 623号	丸水設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 624号	東邦ガステクノ株式会社	令和 7年 9月29日
第 625号	富田工業	令和 7年 9月29日
第 626号	エアコン工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 627号	有限会社富田設備	令和 7年 9月29日
第 629号	伊良湖設備工業有限会社	令和 7年 9月29日
第 631号	有限会社スプラッシュ水道工事店	令和 7年 9月29日
第 632号	有限会社翔南設備	令和 7年 9月29日
第 634号	株式会社マルティーポンプコンサルタント	令和 7年 9月29日
第 635号	有限会社宏和設備工業	令和 7年 9月29日
第 636号	中日コプロ株式会社	令和 7年 9月29日
第 637号	アダチ設備サービス株式会社	令和 7年 9月29日
第 639号	イタクラ水道工事	令和 7年 9月29日
第 642号	株式会社エムアイコンストラクション	令和 7年 9月29日
第 644号	エイコ株式会社	令和 7年 9月29日
第 645号	株式会社加藤設備事務所	令和 7年 9月29日
第 648号	株式会社シンコーガス住機	令和 7年 9月29日
第 649号	川上設備有限会社	令和 7年 9月29日
第 650号	株式会社ダイワプランニング	令和 7年 9月29日
第 651号	有限会社ウサミ維持管理センター	令和 7年 9月29日
第 654号	株式会社荏原製作所	令和 7年 9月29日
第 656号	安成工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 657号	新生	令和 7年 9月29日
第 658号	株式会社日光設備	令和 7年 9月29日
第 659号	有限会社愛昭工業	令和 7年 9月29日

第 660号	中川設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 662号	株式会社石原水道	令和 7年 9月29日
第 665号	有限会社稲沢設備	令和 7年 9月29日
第 666号	株式会社阿知波設備	令和 7年 9月29日
第 667号	有限会社小田設備	令和 7年 9月29日
第 668号	テラルテクノサービス株式会社	令和 7年 9月29日
第 670号	株式会社神田	令和 7年 9月29日
第 673号	ライノセラス総業株式会社	令和 7年 9月29日
第 675号	株式会社クラシアン	令和 7年 9月29日
第 676号	有限会社シンコー	令和 7年 9月29日
第 678号	有限会社山本設備	令和 7年 9月29日
第 679号	株式会社光栄設備	令和 7年 9月29日
第 680号	株式会社富士総合設備事務所	令和 7年 9月29日
第 682号	武田機工株式会社	令和 7年 9月29日
第 683号	DAISUI 株式会社	令和 7年 9月29日
第 684号	株式会社清水工業	令和 7年 9月29日
第 685号	三都株式会社	令和 7年 9月29日
第 687号	有限会社中央住宅設備	令和 7年 9月29日
第 688号	有限会社イワコー	令和 7年 9月29日
第 691号	株式会社中部パイプライン	令和 7年 9月29日
第 692号	有限会社若松設備工業所	令和 7年 9月29日
第 693号	犬飼ガス機器株式会社	令和 7年 9月29日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 2年10月23日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 942号	㈱日本エコシステム名古屋支社	白髭 博司	名古屋市緑区浦里五丁目 142	令和 2年 9月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 2年10月23日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1496号	㈱ひとき	南谷 暁紀	愛知県北名古屋市西 之保青野24番地	令和 2年 9月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定の更新公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第4条の2の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定の更新をしたので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 2年10月23日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定の更新をした指定排水設備工事店

指定番号	名 称	更新後の指定 の有効期限
第 8号	株式会社カガミ工業	令和 7年 9月29日
第11号	足立工業株式会社	令和 7年 9月29日
第13号	須賀工業株式会社	令和 7年 9月29日
第19号	山添工業株式会社	令和 7年 9月29日
第22号	株式会社カケン	令和 7年 9月29日
第23号	シブヤパイピング工業株式会社	令和 7年 9月29日
第25号	北嶋工業株式会社	令和 7年 9月29日
第26号	藤間工業株式会社	令和 7年 9月29日
第32号	中島工業所	令和 7年 9月29日
第33号	合資会社共栄水道工業所	令和 7年 9月29日
第38号	ダイダン株式会社	令和 7年 9月29日
第40号	株式会社伊藤商会	令和 7年 9月29日
第50号	三機工業株式会社	令和 7年 9月29日
第53号	合資会社眞保工務所	令和 7年 9月29日
第57号	合資会社廣和水道工業所	令和 7年 9月29日

第72号	株式会社岡島工業所	令和 7年 9月29日
第79号	第一工業株式会社	令和 7年 9月29日
第80号	川崎設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第88号	株式会社広見水道	令和 7年 9月29日
第92号	株式会社ハイイ工業	令和 7年 9月29日
第96号	大曾根水道工業株式会社	令和 7年 9月29日
第99号	有限会社鈴木工業所	令和 7年 9月29日
第 104号	桧設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 106号	浦安工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 111号	浄心設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 123号	閑林工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 131号	朋和設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 135号	株式会社細田工務店	令和 7年 9月29日
第 137号	株式会社朝日工業社	令和 7年 9月29日
第 138号	有限会社東水道工務所	令和 7年 9月29日
第 139号	株式会社柿沼管工業	令和 7年 9月29日
第 140号	小島設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 149号	株式会社日進工業所	令和 7年 9月29日
第 154号	合資会社鈴萬工業所	令和 7年 9月29日
第 155号	スズキ工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 159号	合資会社三劔工業所	令和 7年 9月29日
第 160号	三建設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 165号	協立設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 167号	豊田工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 177号	宝工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 178号	家田管工株式会社	令和 7年 9月29日
第 180号	穂刈工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 189号	株式会社スミ設備	令和 7年 9月29日
第 193号	廣瀬水道工業所	令和 7年 9月29日

第 203号	安井管工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 209号	株式会社安田工務店	令和 7年 9月29日
第 212号	有限会社八木設備	令和 7年 9月29日
第 213号	合資会社三宝工業所	令和 7年 9月29日
第 225号	株式会社イナトク	令和 7年 9月29日
第 229号	日比谷総合設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 230号	有限会社板倉水道工業所	令和 7年 9月29日
第 231号	大栄水道工業所	令和 7年 9月29日
第 232号	杉山工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 237号	五幸工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 238号	有限会社ダンケ設備	令和 7年 9月29日
第 243号	有限会社市川水道工業所	令和 7年 9月29日
第 245号	有限会社佐治施設工業	令和 7年 9月29日
第 249号	株式会社城口研究所	令和 7年 9月29日
第 253号	有限会社長田水道工務店	令和 7年 9月29日
第 254号	有限会社飯吉設備工業所	令和 7年 9月29日
第 255号	株式会社三朝設備	令和 7年 9月29日
第 256号	有限会社鈴木設備工業所	令和 7年 9月29日
第 264号	城北水道工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 265号	有限会社石黒工務店	令和 7年 9月29日
第 267号	塚松工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 273号	有限会社エムズコーポレーション	令和 7年 9月29日
第 274号	有限会社志賀管工	令和 7年 9月29日
第 279号	櫻井工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 281号	株式会社稲熊水道	令和 7年 9月29日
第 282号	株式会社トキワ設備工業所	令和 7年 9月29日
第 284号	坂野設備工業有限会社	令和 7年 9月29日
第 287号	有限会社宮口工務店	令和 7年 9月29日
第 288号	寺尾水道工事株式会社	令和 7年 9月29日

第 290号	株式会社守山管工	令和 7年 9月29日
第 296号	有限会社一千万水道工業所	令和 7年 9月29日
第 297号	有限会社明和設備商会	令和 7年 9月29日
第 300号	有限会社朝倉水道	令和 7年 9月29日
第 308号	株式会社山田商会	令和 7年 9月29日
第 311号	桜和設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 312号	有限会社久納水道工務店	令和 7年 9月29日
第 315号	稲垣設備工事株式会社	令和 7年 9月29日
第 316号	株式会社明興設備	令和 7年 9月29日
第 322号	株式会社チトセ	令和 7年 9月29日
第 323号	武菱工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 327号	今井設備	令和 7年 9月29日
第 337号	ダイトー株式会社	令和 7年 9月29日
第 340号	有限会社豊水設備工業所	令和 7年 9月29日
第 344号	有限会社國水管工	令和 7年 9月29日
第 345号	有限会社畑中水道工業所	令和 7年 9月29日
第 346号	株式会社共立ハウス設備	令和 7年 9月29日
第 347号	豊設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 350号	株式会社トモエ商会	令和 7年 9月29日
第 352号	安田株式会社	令和 7年 9月29日
第 354号	山本水道工業所	令和 7年 9月29日
第 355号	株式会社中山水道工業所	令和 7年 9月29日
第 359号	富田水道工業所	令和 7年 9月29日
第 363号	株式会社三和設備工業所	令和 7年 9月29日
第 364号	有限会社小崎管工設備	令和 7年 9月29日
第 365号	みやま設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 366号	村川設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 367号	株式会社旭設備	令和 7年 9月29日
第 368号	株式会社テクノ菱和	令和 7年 9月29日

第 369号	木村工業所株式会社	令和 7年 9月29日
第 370号	株式会社フジコー	令和 7年 9月29日
第 379号	吉忠工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 381号	有限会社横山水道工業所	令和 7年 9月29日
第 386号	株式会社近藤工業	令和 7年 9月29日
第 389号	株式会社前田工業	令和 7年 9月29日
第 391号	梅正設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 398号	株式会社山本工業所	令和 7年 9月29日
第 400号	株式会社村上工業	令和 7年 9月29日
第 402号	川鶴設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 403号	有限会社宮阪設備	令和 7年 9月29日
第 404号	中工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 405号	新栄株式会社	令和 7年 9月29日
第 412号	極東設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 415号	株式会社稲葉工務店	令和 7年 9月29日
第 418号	有限会社北村水道工業所	令和 7年 9月29日
第 420号	株式会社宮崎設備工業	令和 7年 9月29日
第 422号	八雲設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 423号	有限会社雄賀設備	令和 7年 9月29日
第 428号	株式会社平田設備	令和 7年 9月29日
第 430号	名昭管工	令和 7年 9月29日
第 434号	有限会社伊勢神工業	令和 7年 9月29日
第 437号	岡田工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 442号	服部水道工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 444号	岩田管工有限会社	令和 7年 9月29日
第 445号	新和管工株式会社	令和 7年 9月29日
第 446号	有限会社かとう水道工業所	令和 7年 9月29日
第 447号	丸川設備工業所	令和 7年 9月29日
第 450号	奥田設備	令和 7年 9月29日

第 453号	林水道工務店	令和 7年 9月29日
第 455号	奥田水道設備	令和 7年 9月29日
第 459号	有限会社花藤水道工業所	令和 7年 9月29日
第 460号	真野工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 461号	有限会社安井配管工業	令和 7年 9月29日
第 464号	有限会社寿設備工業	令和 7年 9月29日
第 467号	シンエー工業有限会社	令和 7年 9月29日
第 468号	株式会社林水道設備	令和 7年 9月29日
第 470号	株式会社日伸商会	令和 7年 9月29日
第 471号	有限会社白鳥水道工業所	令和 7年 9月29日
第 475号	大興設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 479号	総合エンジニアリング株式会社	令和 7年 9月29日
第 480号	有限会社近藤設備	令和 7年 9月29日
第 484号	株式会社三晃空調	令和 7年 9月29日
第 485号	有限会社タカスガ	令和 7年 9月29日
第 487号	株式会社三好工業	令和 7年 9月29日
第 488号	成瀬工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 490号	三宝設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 492号	明希工業	令和 7年 9月29日
第 493号	株式会社平野設備工業所	令和 7年 9月29日
第 494号	日新工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 497号	株式会社大同施設工業	令和 7年 9月29日
第 499号	有限会社吉武水道工事店	令和 7年 9月29日
第 500号	有限会社中島管工所	令和 7年 9月29日
第 503号	株式会社長谷川工業所	令和 7年 9月29日
第 504号	株式会社サンエイテクニクス	令和 7年 9月29日
第 506号	株式会社吉田冷暖房工業所	令和 7年 9月29日
第 507号	ふじ管工	令和 7年 9月29日
第 508号	株式会社名菱機工	令和 7年 9月29日

第 510号	株式会社佐藤総合設備	令和 7年 9月29日
第 514号	山木設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 515号	今井管工	令和 7年 9月29日
第 516号	恵北設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 521号	大信設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 523号	株式会社中京技研	令和 7年 9月29日
第 524号	株式会社横田管工	令和 7年 9月29日
第 525号	株式会社栄工業所	令和 7年 9月29日
第 526号	株式会社中部	令和 7年 9月29日
第 529号	湖誉設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 530号	有限会社有松水道工業	令和 7年 9月29日
第 531号	株式会社同和設備	令和 7年 9月29日
第 532号	有限会社宮澤水道	令和 7年 9月29日
第 534号	平安設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 537号	有限会社ヨシテク	令和 7年 9月29日
第 539号	環境設備	令和 7年 9月29日
第 541号	有限会社河村設備	令和 7年 9月29日
第 546号	株式会社あいしん	令和 7年 9月29日
第 547号	水野設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 549号	大冷工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 551号	白川設備工業有限会社	令和 7年 9月29日
第 556号	有限会社オオタ設備	令和 7年 9月29日
第 558号	三東設備工事株式会社	令和 7年 9月29日
第 563号	アスカ設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 564号	山幸設備工業	令和 7年 9月29日
第 568号	株式会社森設備	令和 7年 9月29日
第 569号	有限会社緑住宅設備	令和 7年 9月29日
第 570号	有限会社平針設備	令和 7年 9月29日
第 571号	有限会社牧水道	令和 7年 9月29日

第 574号	株式会社大安設備	令和 7年 9月29日
第 576号	臼井設備	令和 7年 9月29日
第 581号	有限会社柘植工業	令和 7年 9月29日
第 582号	野村工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 583号	小玉工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 584号	有限会社山田水道工業所	令和 7年 9月29日
第 585号	日本ファシリオ株式会社	令和 7年 9月29日
第 586号	斎久工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 588号	児玉設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 589号	株式会社小幡設備	令和 7年 9月29日
第 591号	株式会社丸東	令和 7年 9月29日
第 592号	カネコ工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 593号	株式会社名古屋施設	令和 7年 9月29日
第 595号	大治水道工業所	令和 7年 9月29日
第 597号	東海設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 598号	株式会社名団	令和 7年 9月29日
第 601号	東陽工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 602号	株式会社フタムラ建材店	令和 7年 9月29日
第 603号	株式会社サッポロエンジニアリング	令和 7年 9月29日
第 609号	三機テクノサポート株式会社	令和 7年 9月29日
第 610号	株式会社西原衛生工業所	令和 7年 9月29日
第 611号	三幸工業有限会社	令和 7年 9月29日
第 612号	株式会社名豊設備工業	令和 7年 9月29日
第 613号	有限会社大森水道工事店	令和 7年 9月29日
第 615号	上中水道株式会社	令和 7年 9月29日
第 617号	有限会社小池設備	令和 7年 9月29日
第 618号	黒柳工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 619号	アクアメニティ工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 620号	有限会社松下設備工業	令和 7年 9月29日

第 621号	株式会社テックササキ	令和 7年 9月29日
第 622号	株式会社マック東海	令和 7年 9月29日
第 623号	丸水設備株式会社	令和 7年 9月29日
第 624号	東邦ガステクノ株式会社	令和 7年 9月29日
第 625号	富田工業	令和 7年 9月29日
第 626号	エアコン工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 627号	有限会社富田設備	令和 7年 9月29日
第 629号	伊良湖設備工業有限会社	令和 7年 9月29日
第 631号	有限会社スプラッシュ水道工事店	令和 7年 9月29日
第 632号	有限会社翔南設備	令和 7年 9月29日
第 634号	株式会社マルティーポンプコンサルタント	令和 7年 9月29日
第 635号	有限会社宏和設備工業	令和 7年 9月29日
第 636号	中日コプロ株式会社	令和 7年 9月29日
第 637号	アダチ設備サービス株式会社	令和 7年 9月29日
第 639号	イタクラ水道工事	令和 7年 9月29日
第 642号	株式会社エムアイコンストラクション	令和 7年 9月29日
第 644号	エイコ株式会社	令和 7年 9月29日
第 645号	株式会社加藤設備事務所	令和 7年 9月29日
第 649号	川上設備有限会社	令和 7年 9月29日
第 650号	株式会社ダイワプランニング	令和 7年 9月29日
第 651号	有限会社ウサミ維持管理センター	令和 7年 9月29日
第 656号	安成工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 657号	新生	令和 7年 9月29日
第 658号	株式会社日光設備	令和 7年 9月29日
第 660号	中川設備工業株式会社	令和 7年 9月29日
第 662号	株式会社石原水道	令和 7年 9月29日
第 665号	有限会社稲沢設備	令和 7年 9月29日
第 666号	株式会社阿知波設備	令和 7年 9月29日
第 667号	有限会社小田設備	令和 7年 9月29日

第 670号	株式会社神田	令和 7年 9月29日
第 673号	ライノセラス総業株式会社	令和 7年 9月29日
第 675号	株式会社クラシアン	令和 7年 9月29日
第 676号	有限会社シンコー	令和 7年 9月29日
第 678号	有限会社山本設備	令和 7年 9月29日
第 679号	株式会社光栄設備	令和 7年 9月29日
第 680号	株式会社富士総合設備事務所	令和 7年 9月29日
第 683号	DAISUI 株式会社	令和 7年 9月29日
第 684号	株式会社清水工業	令和 7年 9月29日
第 685号	三都株式会社	令和 7年 9月29日
第 687号	有限会社中央住宅設備	令和 7年 9月29日
第 688号	有限会社イワコー	令和 7年 9月29日
第 691号	株式会社中部パイプラインング	令和 7年 9月29日
第 692号	有限会社若松設備工業所	令和 7年 9月29日
第 693号	犬飼ガス機器株式会社	令和 7年 9月29日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 2年10月23日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 942号	㈱日本エコシステム名古屋支社	白髭 博司	名古屋市緑区浦里五丁目 142	令和 2年 9月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課